

官報号外

昭和三十三年十二月七日

○第三十回 衆議院会議録追録(その一)

官報(号外)

1

本期国会において衆議院に提出された議案、国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件、國家公務員任命について同意又は事後承認を求めるの件、請願、質問の総数及びその結果	内閣提出議案 四十九件	法律案 十三件
予算二件 内閣可決 条約六件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
内閣審査未了十件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
本院審査未了十件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
委員会未付託一件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
内閣審査未了七件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
決算、国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書三件 委員会審査未了	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
日本放送協会の財産目録、貸借対照表及び損益計算書一件 委員会審査未了	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
請願二千四百三十四件(四千四百六十五通)	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
(政府委員承認)	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
一、去る十一月十二日星島議長は岸内閣総理大臣から星島議長宛、建設省住宅局長小林行雄	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
二、岸内閣総理大臣から星島議長宛、建設省住宅局長小林行雄	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
三、去る十一月十二日議長において承認した小林行雄を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
（政府委員任命通知受領）	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
一、去る十一月二十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
新市町村建設促進法の一部を改正する法律	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
二、去る十一月一日本院は衆議院議員五十嵐吉藏君及び参議院議員重政庸	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
議員提出議案二十件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
（本院予備審査）四件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
本院審査未了二十一件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
参議院に提出、同院審査未了十件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
本院審査未了二十一件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
本院通過、参議院審査未了十件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
本院において前国会から継続した議件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
事後承認四件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
（議長の報告）	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
（議決通知）	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
一、去る十一月一日本院は衆議院議員北村徳太郎君、同佐藤觀次郎君及び参議院議員林屋龜次郎君が國立近代美術館評議員会評議員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
河川法の一部を改正する法律	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件
議員提出法律案八件	内閣提出議案 四十九件	内閣提出議案 三件

徳君が蚕糸業振興審議会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、去る十一月一日本院は第三十回国会の会期を三十日間延長することを内閣に通知した。

一、去る十一月二十四日参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十三年度一般会計予算補正(第1号)

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)

(条約送付及び通知)

一、去る一日憲法第六十一条の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の条約を内閣に送付し、その旨内閣に通知した。

（政府委員承認）

一、去る十一月十二日星島議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

（政府委員任命通知受領）

一、岸内閣総理大臣から星島議長宛、建設省住宅局長小林行雄

（政府委員任命通知受領）

一、去る十一月二十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律

（報告書受領）

一、去る十一月二十四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律

（報告書受領）

一、去る四日内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十二年度第四・四半期における國庫の状況

(應召議員)

一、去る十一月十一日召集に応じた議員は次の通りである。

山形県第二区選出 池田正之輔君

(議員死去) 山形県第五区選出議院議員森三

一、北海道第五区選出議院議員森三

樹二君は去る一日死去された。

(弔詞)

一、去る一日議員森三樹二君が死去されたので、昨六日、本院は次の弔詞を贈つた。

(常任委員辞任)

衆議院ハ多年憲政ノ為ニ尽瘁セラレタル議員從四位勳三等森三樹二君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

一、去る十一月一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 山田彌一君
法務委員 和田博雄君
外務委員

大蔵委員 岡良一君
八木徳雄君
文教委員

農林水産委員 井原岸高君
山下春江君
中村寅太君
高橋英吉君
天野光晴君
森清君
西村直己君

社会労働委員	井原岸高君	田中龍夫君
農林水産委員	山下春江君	細田義安君
商工委員	中村寅太君	志賀健次郎君
運輸委員	池田正之輔君	堤ツルヨ君
宇田國榮君	白井莊一君	白井莊一君
原健三郎君	富田健治君	高橋禎一君
小坂善太郎君	北村德太郎君	綱島正興君
通信委員	森下國雄君	山下春江君
建設委員	河野密君	赤松勇君
予算委員	中山マサ君	大藏委員
北村徳太郎君	小坂善太郎君	田中直己君
篠田弘作君	河野密君	高橋禎一君
綱島正興君	長谷川峻君	白井莊一君
町村金五君	赤松勇君	赤松勇君
早稲田柳右エ門君	大藏委員	内閣委員
早稲田柳右エ門君	農林水産委員	法務委員
高橋柳右エ門君	建設委員	外務委員
元君	予算委員	田中龍夫君

一、去る十一月四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

予算委員	早稲田柳右エ門君	内閣委員
地方行政委員	中村寅太君	法務委員
志賀健次郎君	白井莊一君	神近市子君
池田正之輔君	高橋禎一君	北村徳太郎君
和田博雄君	綱島正興君	岡良一君
森下國雄君	赤松勇君	佐々木良作君
中曾根康弘君	大藏委員	内閣委員
中曾根康弘君	農林水産委員	法務委員
高橋勝邦君	建設委員	外務委員
加藤勘十君	予算委員	田中龍夫君
西村直己君	地方行政委員	田中龍夫君
高橋禎一君	農林水産委員	神近市子君
白井莊一君	建設委員	北村徳太郎君
高橋禎一君	予算委員	元君

一、去る十一月三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

予算委員	早稲田柳右エ門君	内閣委員
地方行政委員	中村寅太君	法務委員
志賀健次郎君	白井莊一君	神近市子君
池田正之輔君	高橋禎一君	北村徳太郎君
和田博雄君	綱島正興君	岡良一君
森下國雄君	赤松勇君	佐々木良作君
中曾根康弘君	大藏委員	内閣委員
中曾根康弘君	農林水産委員	法務委員
高橋勝邦君	建設委員	外務委員
加藤勘十君	予算委員	田中龍夫君
西村直己君	地方行政委員	田中龍夫君
高橋禎一君	農林水産委員	神近市子君
白井莊一君	建設委員	北村徳太郎君
高橋禎一君	予算委員	元君

一、去る十一月四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

委員の辞任を許可した。

予算委員	早稲田柳右エ門君	内閣委員
農林水産委員	中村寅太君	法務委員
建設委員	白井岸高君	神近市子君
予算委員	池田正之輔君	北村徳太郎君
農林水産委員	森下國雄君	岡良一君
建設委員	高橋禎一君	佐々木良作君
予算委員	赤松勇君	内閣委員
農林水産委員	高橋禎一君	法務委員
建設委員	田中龍夫君	外務委員
予算委員	高橋禎一君	田中龍夫君
農林水産委員	白井岸高君	神近市子君
建設委員	高橋禎一君	北村徳太郎君
予算委員	赤松勇君	元君

一、去る十一月三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

予算委員	早稲田柳右エ門君	内閣委員
農林水産委員	中村寅太君	法務委員
建設委員	白井岸高君	神近市子君
予算委員	池田正之輔君	北村徳太郎君
農林水産委員	森下國雄君	岡良一君
建設委員	高橋禎一君	佐々木良作君
予算委員	赤松勇君	内閣委員
農林水産委員	高橋禎一君	法務委員
建設委員	田中龍夫君	外務委員
予算委員	高橋禎一君	田中龍夫君
農林水産委員	白井岸高君	神近市子君
建設委員	高橋禎一君	北村徳太郎君
予算委員	赤松勇君	元君

商工委員会	田中 榮一君	西村 直己君
通信委員会	古川 丈吉君	正力松太郎君
予算委員会	早稻田柳右門君	
決算委員会	足鹿 聰君	
(委員死去)	片山 哲君	
内閣委員会	柳田 秀一君	
予算委員会	森 三樹二君	
懲罰委員会		

一、去る一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

内閣委員	片山 哲君
予算委員	柳田 秀一君
(委員死去)	森 三樹二君

農林水産施設災害復旧事業費国庫案	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第四〇号)
住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案 (内閣提出第四一號)
(議案受領)	以上二件 農林水産委員会 付託
一、去る十一月一日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。	建設委員会 付託
公立の高等学校の夜間課程の教職員に対する夜間勤務手当の支給に関する法律案	政治資金規正法の一部を改正する法律案 (島上善五郎君外六名提出、衆法第一二二号)
(議案付託)	公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託
一、去る十一月一日委員会に付託された議案は次の通りである。	昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)
政治資金規正法の一部を改正する法律案 (島上善五郎君外六名提出)	昭和三十三年度一般会計予算補正(特第1号)
昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案	内閣提出案は次の通りである。
(門司亮君外十名提出)	昭和三十三年度一般会計予算補正(特第1号)
一、去る十一月一日内閣から提出した	内閣提出案は次の通りである。
(門司亮君外十名提出)	内閣提出案は次の通りである。
一、去る十一月一日の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案	内閣提出案は次の通りである。
昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡しの特例に関する法律案(内閣提出第三九号)	内閣提出案は次の通りである。

する米穀の売渡しの特例に関する法律案	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第三九号)
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第四〇号)	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第四一號)
（議案送付）	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第四一號)
（議案通知書受領）	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第四一號)
（議案通達）	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第四一號)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第四一號)	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第四一號)
（議案送付）	（議案送付）
（議案通知書受領）	（議案通知書受領）
（議案通達）	（議案通達）
（議案通達）	（議案通達）

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する法律案 (第二十九回国会本院議員満井義高君外十三名提出本院継続審査)	国民健康保険法の一部を改正する法律案 (第二十九回国会本院議員満井義高君外十三名提出本院継続審査)
（議案送付）	（議案送付）
（議案通知書受領）	（議案通知書受領）
（議案通達）	（議案通達）
（議案通達）	（議案通達）

国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

原子力の非軍事的利用に関する協力

のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

書の締結について承認を求めるの件

東海大学における原子炉の設置に関する質問主意書(松前重義君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一月四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松平忠久君提出千葉銀行不正融資並びに不正業務に関する質問に対する答弁書

融機関には一千万円以上の融資を行なことを原則的に禁じながら、銀行に対して野放しにしているのは、片手落の感があるが、大蔵省は、あわせて詳細に承認する。

三、近時銀行が担保物件の処分に際し、銀行と裏腹をなす不動産会社を設立し、これと結託し、銀行の重役や又は前重役や主要行員であつた者が、幹部にすわり、血の涙で取り上げた土地であくどいもうけをしている事実は枚挙にいとまがないが、かかることは銀行法第五条の精神に違背する逸脱不正業務であると思うが、これに対し大蔵省当局はいかなる対策をもつて、かかる脱法行為を取り締つているか承りたい。

四、昨年十一月坂内ミノブ所有の箱根の土地が、第一担保設定者たる東京銀行の申立により競売に付されたところ、第二担保の設定者たる千葉銀行が不正融資事件で坂内ボー社長との間に不正事件があり、当時国会において問題となつたが、国会解散のため継続審査をしていないところ、その後当時の古荘頭取が検察当局から背任罪で起訴されている事実にかんがみ、不正融資が行われたことは公知の事実となつていて、その詳細を説明せられたい。

二、大蔵省は、銀行業務に関する監督の任にあるが、かかる大口不正融資に対して事前に発見し、防止できる立場にありながら、これにあつたのはいかなる理由であるか。相互銀行や信用金庫以下の金

衆議院議員松平忠久君提出千葉銀行不正融資並びに不正業務に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員松平忠久君提出千葉銀行不正融資並びに不正業務に関する質問に対する答弁書

三、銀行が担保物件の処分につき傍系会社を利用し、また銀行の前重役等が当該会社に幹部として就任している事例はあるが、これは担保物件の処分を容易にし、銀行が自ら不動産業務類似の業務を行うべきであるが、本件については検察当局が背任罪として起訴し、現に裁判所において公判中であるので、不正融資であるかどうかはその判決の結果を待ちたい。

二、千葉銀行のレインボーに対する融資については、銀行検査の結果等に基づきそれは正方を厳重に指示したところであるが、改善の実をあげえなかつたことは遺憾である。

四、千葉銀行が坂内ミノブ所有の箱根の土地を落札の上高価に処分することがあつても、その差額は債権について償却を必要とする場合の財源を充実するものであるから、特に問題にすべきことではない。

千葉銀行が坂内から被つた損害について、目下担保物件の処分

も未了のことでもあり、損害額の未確定な現状においては、これを公にすることはできない。

右答弁する。

一、去る五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員竹谷源太郎君提出国立演劇大学創設に関する質問に対する答弁書

國立演劇大学創設に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十一月二十七日
提出者 竹谷源太郎

衆議院議長星島二郎殿
國立演劇大学創設に関する質問主意書

わが国文化の進展には、なお多大の費用と献身的努力を必要とし、これが実効をあらわすまでは長年月を要する。特に演劇界は陽の当らない場所であつた。しかし演劇は国民の文化生活に重要な役割を演ずる事は万人の認めるところである。従つて、次の点について政府の見解を伺いたい。

一、従来伝統的演劇（歌舞伎・能・文楽）にたずさわる役者、道具方等の養成は世襲、あるいは徒弟の方

式により科学的合理的な養成が行われていないが、かかる方策は日本本の伝統的演劇の保存発展及び育

成のあい路となつてゐると思考するがどうか。

二、従来の大学では演劇史、戯曲論等にのみ比重がおかれ、工学的、技術的素養のかん養は等閑にふされていて。しかし近代演劇は單なる俳優としての演技の習得のみで終るものではなく、プロデューサー、デレクター、シナリオライター等としての素養はもちろん音楽、美術、建築、電気工学等の教養を必要とする。従つて学校組織による養成方法がもつとも望ましいと思考するがどうか。

三、現在の国語教育は読み、書き、聞き方の国文学であつて、正しい日本語の「しゃべり方」についてはなんの配慮もされていないが、正しい日本語の「しゃべり方」は重要な事ではないであろうか。思想の表現法において発声法、インтоネーション、所作、話の間を活用し、美しい会話のできる人は少數の演劇家に限られている。それゆえに國語教育の基礎は正しい美しい会話であるという事を自覚させ指導できうるような演劇家が生れる事は必要であると思考するがどうか。

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十一月二十七日
提出者 竹谷源太郎

衆議院議長星島二郎殿
國立演劇大学創設に関する質問主意書

わが国文化の進展には、なお多大の費用と献身的努力を必要とし、これが実効をあらわすまでは長年月を要する。特に演劇界は陽の当らない場所であつた。しかし演劇は国民の文化生活に重要な役割を演ずる事は万人の認めるところである。従つて、次の点について政府の見解を伺いたい。

一、従来伝統的演劇（歌舞伎・能・文楽）にたずさわる役者、道具方等の養成は世襲、あるいは徒弟の方

式により科学的合理的な養成が行われていないが、かかる方策は日本本の伝統的演劇の保存発展及び育

いるが、これらの国々では、国立の独立した演劇大学又は国立劇場の附設演技学校を有して、国家の手によつて要員の養成が行われている。しかしあが国では、私立大学や一部の劇団などの經營する養成機関があるが、財源が豊かでない上、非生産的人員の養成も見なされてゐるので満足な状態でない。

ここに国立演劇大学を新設し、国力によつて強力な総合的組織を持つ養成機関を創設する事が急務であると思考するがどうか。

最近伝えられるところによれば、パレス・ハイツ跡に国立劇場を建設するといわれているが、この事は誠に喜ばしい。しかし右に申し述べた立場よりすると、劇場よりもその中で演出される立派な演劇を育成すべきではないかと考へられるので、国立劇場と併行して、否これよりも優先して国立演劇大学（又は芸術大学にして演劇学部を設置する。）の創設は重大な急務であると思考するがどうか。

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十二月三日
提出者 松前 重義

衆議院議長星島二郎殿
國立演劇大学創設に関する質問主意書

わが国文化の進展には、なお多大の費用と献身的努力を必要とし、これが実効をあらわすまでは長年月を要する。特に演劇界は陽の当らない場所であつた。しかし演劇は国民の文化生活に重要な役割を演ずる事は万人の認めるところである。従つて、次の点について政府の見解を伺いたい。

一、従来伝統的演劇（歌舞伎・能・文楽）にたずさわる役者、道具方等の養成は世襲、あるいは徒弟の方

式により科学的合理的な養成が行われていないが、かかる方策は日本本の伝統的演劇の保存発展及び育

〔別紙〕

衆議院議員竹谷源太郎君提出国立演劇大学創設に関する質問に対する答弁書

一、御趣旨のとおり、日本民族の貴重な文化的遺産である伝統的芸能保存の上から、伝承者の養成を合理的、科学的に行う必要があると考えるが、国としていかなる方策をとるべきかについては、文化財保護委員会においてじゅうぶん検討したい。

二、演劇の工学的、技術的方面についての教育については、学校教育法による学校によつて行うべきか、あるいは、それ以外のより自由な研究活動が行える教育方法によるべきかについては、議論の存するところであると考へられるので、この点検討を要すると思う。

三、国語教育において正しい日本語の「話し方」の重要なことは申しますまでもなく、今後学校教育においてこの点じゅうぶん留意して参りたい。なお、演劇が美しい国語の成長に役立つものであると考えるが、まず、正しい美しい日本語の確立のため所要の調査研究を推進いたしたい。

四、演劇に関し、それぞれ必要な分野において養成機関が設けられる事は望ましいが、国立の大学を設置すべきか否かについては、今

後の問題としてなお検討いたしたい。

右答弁する。

一、今七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松前重義君提出東海大学における原子炉の設置に関する質問に対する答弁書

東海大学における原子炉の設置に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十二月三日
提出者 松前 重義

衆議院議長星島二郎殿
國立演劇大学創設に関する質問主意書

わが国文化の進展には、なお多大の費用と献身的努力を必要とし、これが実効をあらわすまでは長年月を要する。特に演劇界は陽の当らない場所であつた。しかし演劇は国民の文化生活に重要な役割を演ずる事は万人の認めるところである。従つて、次の点について政府の見解を伺いたい。

一、従来伝統的演劇（歌舞伎・能・文楽）にたずさわる役者、道具方等の養成は世襲、あるいは徒弟の方

式により科学的合理的な養成が行われていないが、かかる方策は日本本の伝統的演劇の保存発展及び育

業に対する国民的な妨害と反対運動についてしみじみ述懐していた。

鉄道がわが国にしかれようとしたとき、田舎の都市においては町をあげて鉄道の敷設に反対をした。これがために、ほとんど地方の古い都市においては、停車場は都心を離れたところにあって、今にしてそこにあるか田舎にあつて、今にしてそこある不便を感じている姿を見るのである。

北里柴三郎先生が北里伝染病研究所を設立せんとしたとき、伝染病を恐れた人々は北里先生の家に反対運動に押しかけ、投石して北里先生の事業の阻止に努力した。しかし伝染病研究所は、今日わが医学界が世界に誇る業績を残してなんらの危険をも与えていないことは今までない。

原子力の研究に関する最初の問題東海大学が設置認可申請をしたノースアメリカン株式会社製L7七型小型教育用原子炉の審査に際し、次の三つの意見を具して、安全であるとはいえないと原子力委員会に答申したとのことである。

(一) 東海大学の原子炉は民家より二十五メートル、校舎より七メートルの場所に設置されることがなつており、下水が開溝であることが望ましくない。

(二) 運転主任技術者としての該当者はいるから法律的には満足であるが、主任教授が空白であるとともに運転補助員の資格がはつきりしない。

(三) 原子炉の安全性についての技術上の問題はない。

原子炉について慎重であるべきはもちろんであるが、あくまでも数

字的量的な科学的根拠によつて、これが検討をなすべきである。特に本学の原子炉は、その設置認可申請にもとづくわが国最初の原子炉であり、反対運動などの政治的動きによつて科学的な立地条件をも含めた安全性に関する認定が動かされてはならないのである。このことは今後のわが国における原子力平和利用の研究に対して影響するところどころであるからである。

三 原子力委員会は原子炉設置に関する諸条件に対し、その具体的な安全性に関する設置認可の基準を決めておられるることと思うが、

教育用、研究用、発電用等の大中

小各種の出力と目的に対しのそ

れぞれの立地、施設、技術陣等の

諸条件をいかに充足すれば設置可

能であるかを知りたいと思うの

で、具体的且つ、科学的にこの基

準を明示されたい。

わが国において現在検討中の

コールダーホール型原子炉は昨年

イギリスにおいて発生した事故に

よると、半径三十キロメートル以内は放射能により汚染され、その範

囲からの牛乳の飲用が禁止され

た。この原子炉が日本に置かれる

場合は、当然十分の防ぎ、施設が

準備されると考えられるが、L7

七型原子炉に対して完全な防ぎ、

施設をほどこしても、なお且つ、校

舎から七メートル、民家から二十

五メートルでは危険であるとの結

論であるとするならば、コール

ダーホール型では日本においては

ら問題の生ずる余地がないと考えているが、これに關して下水が開溝であるゆえをもつて安全であるとは認められないとの意見に対する科学的な根拠を量的に数字をもつて説明されたい。

全く設置不可能と考えられるが、政府の見解を伺いたい。

民家から二十五メートル、校舎から七メートルという距離が問題に

なるか、具体的な数量的な根拠を示されたい。

五 本学は、安全審査部会が民家から二十五メートル、校舎から七メートルの地下にこの原子炉を置き、完全な防ぎ、施設内にこれを収容しても、なお且つ、安全であるとは認められないとの結論を出した科学的な、数字的根拠を説明されたい。

右質問する。

昭和三十三年十一月七日

衆議院議長星島二郎殿

内閣総理大臣 岸 信介

[別紙]

衆議院議員松前重義君提出東海

大学における原子炉の設置に関する質問に対する答弁書

原子力の研究、開発および利用の促進が、今後の人類社会の福祉と國民生活の水準向上とに資する役割の重要性については、あらためて今日申すまでもないところであつて、政府としても、昭和三十年以来、原子力委員会を設けてその施策の計画的遂行と原子力行政の民主的な運営を図るとともに、日本原子力研究所および原子燃料公社の指導、原子力予算の確保等に多大の努力を払い、國

会における原子力開発利用のための超党派的支持、民間における献身的努力とあいまつて、着々と成果をあげつつあるところである。これに対応して、大学等においても大いに原子力の平和利用に関する研究教育の強化拡充を図ることが、今後とも必要であると考えている。

しかしながら、原子力の平和利用に際しては、不慮の原子炉災害や放射線障害が人類に与える被害のじん大となる可能性のあることを十分に考慮しなければならない。再三にわたり、核爆発による被害を経験し、原子弹力災害の問題に強い関心を有しているわが国民は、原子力の平和利用の成果を期待するとともに、災害問題の解決面における科学技術の進歩を特に渴望しているのである。政府としては、原子力災害を防止し公共の安全を確保するための十分な措置を講ずる責務を有するものと信じて疑わない。核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十四条规定、原子炉の設置の条件として、特に原子炉施設の位置、構造と設備が災害の防止上支障がないことと、その運転に際してはもちろん、その設置に際しても必要な技術的能力があることを求め、内閣総理大臣は、これらの条件に適合すると認める場合でなければ設置を許可しないと定めているのも、ま

たこの点を明らかにしたものである。

原子力委員会においては、原子炉問題に関するわが国最高の科学技術陣各二十有余名からなる原子炉安全審査専門部会および原子炉安全基準専門部会を設けているが、本年四月、東海大学から原子炉設置の許可申請がなされたので、その安全性についての検討を原子炉安全審査専門部会に求めたのである。この専門部会は、以来約半歳にわたり、慎重かつ詳細な検討を進め、この間東海大学におかれても數度にわたり許可申請書を書き改める等、不明の点を明らかにする努力は、申請者側および審査者側の両者によつて重ねられたのである。その結果、去る十一月一日付をもつて、原子力委員会に対して答申がなされた。安全審査専門部会においては、特に日本にあつては設置例も運転例も少ない時であるので、その設置についてはきわめて慎重に取り扱うべきであるとの観點から検討されたのであつて、現段階におけるこの科学技術陣の判断は十分尊重すべきものと考えるが、現在、これについて、原子力委員会と原子力局とにおいて、慎重に審査を進めていける状況であり、いざれ、結論を得次第、適当な方法によつて政府の見解を明らかにしたいと考えている。

次に原子炉の設置に当つての技術的定量的基準を定めることについては、御存知のとおり、一般に、研究施設、産業施設等の安全基準を定量的に定めることはきわめて困難なことであつて、すでにその技術が長い経験の下に開発され確立されている電気施設、高圧ガス施設、火薬施設等においても、法令によつてその技術的基準を定めることとなつていながら、定量的基準をもつて示されてゐる範囲はきわめて特殊な部分に限られている。今さういうまでもなく、原子力関係の技術はいまだ開発日浅く、ことに日本においては、その技術は近々数年の経験しか有しないのが偽らざる現状であるので当局としては、原子力委員会に原子炉安全基準専門部会を設け、安全基準の確立について、鋭意努力を払つてゐるものではあるが、原子炉の設置について、位置、施設、技術的能力が具備すべき基準を定めるに当つては、各種の原子炉施設について、その立地条件、型式、出力、技術的能力を十分勘案した上定める必要があり、かつ、安全性の確保のためには、位置、施設、技術的能力の三者は互に相関関係をもつて論ぜられるべきものと考えられるので、現在の日本の原子力技術として、一般的定量的基準を早急に確立することは不可能と思われる。このことは、原子力技

術の豊富な経験を持ち、わが国よりも、原子炉設置についての定量的基準は定めておらず、わが国と同様に、個々の場合に応じて安全性の評価を行つてゐる点から見ても了解願えるものと考える。

なお、コールダーホール改良型原子炉については、現在、原子炉安全審査専門部会において予備審査を行つてゐるが、この炉は指摘されたような事故を起したことはなく、事故を起したウインズケール原子炉とは冷却方式も根本的に異なる。

この炉についても、正式に設置許可申請書が提出された場合には、慎重に審査の上処理したいと考える。

右答弁する。

衆議院会議録第十六号(その一)中
正誤

行	誤	正	行	誤	正
一五 五 から五	必要性する 必要性すら	終り二 二 から二	一 一 わが、党 わが党	終り二 二 あまりも	あまりにも
一四 四 七	政政策策	一 一 から四	委員に	集的条以 二 二 地方に	政府策
一三 三 五	委員に	一 一 終り七	委員会に	地方に 五 じゅうりん	際的条件
一四 四 五	連べられ	一 一 終り七	述べられ	触し、 五 じゅうりん	支柱で
一六四 一 一四	支柱で	一 一 終り五	したので	支柱で	

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価
一部十五円
(併し良質紙は二十円
(配送料共))
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段三三二一
官報課

官報

○第三十回衆議院會議錄追録(その二)　昭和三十三年十二月七日

議案に関する報告書

[第十一号参照]

日本国とボーランド人民共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求める件に

関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国とボーランド人民共和国との通商は、昭和三十二年二月署名された日本国とボーランド人民

共和国との間の国交回復に関する協定第五条によつて「その通商及び海運の関係を安定したかつ友好的なる通商をもつて廢棄しない限り効力を存続することになつてゐる。

二 本件の議決理由

本件は、わが国とボーランド人民共和国との通商を發展させ、友好関係を促進するため必要かつ適切な措置である。

右報告する。

及び最惠国待遇、内国税に関する最惠国待遇、為替及び輸出入制限に関する無差別待遇等を相互に許すとともに、貿易実施に関する問題となる仲裁判断の執行の条件を規定している。

なお、本条約は批准書交換の日から五年間効力を有しその後も六箇月の予告をもつて廃棄しない限り効力を存続することになつてゐる。

この条約の成立によつてボーランド人民共和国との通商の發展が期待される。

よつて政府は、本条約の批准について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるといふのである。

両国間の通商関係の発展を促進するため、昭和三十三年三月より東京で交渉を始め、折衝の結果、四月二十六日本条約の署名が行われた。

本条約は、わが国とボーランド人民共和国との通商を發展させ、友好関係を促進するため必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第で

昭和三十三年十月十七日

外務委員長 櫻内 義雄
衆議院議長星島二郎殿

一 本件の要旨及び目的

ニユー・ジーランドは、從来わが国に対し関税及び輸入制度上、

差別待遇を行ひ、またわが国がガットに正式加入したときにも同条約第三十五条を援用してわが国との間に正式なガット関係を設定することを拒否してきたので、わが国はニユー・ジーランド輸出はいちぢるしく不利な状態にあつた。

これに反してわが国は、ニユー・ジーランドから羊毛、食肉、原皮、牛脂、くず鉄等の原材料を毎年相當量買付けてきたため両国間貿易はわが方の入超となつてきただ。わが国はこのよだれ対日差別待遇をすみやかに撤回せしめたるため、機会あるごとに折衝を続けて

め、機會あるごとに折衝を続けて、わが國はこのよだれ対日差別待遇をすみやかに撤回せしめたるため、機会あるごとに折衝を続けて

来たが、本年五月東京において在本邦ニュー・ジーランド大使館との間に通商協定締結方について原則的に異議のないことが確認されたため、七月代表団をウエリントンに派遣し、ニュー・ジーランド側と交渉を重ねてきた結果、九月九日同地において本協定の署名が行われた。

本協定は、わが国とニュー・ジーランドとの間の通商関係を改善、発展させ、さらに友好関係を促進するため必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和三十三年十月十七日

外務委員長 櫻内 義雄
衆議院議長星島二郎殿

[第十二号参照]

議案の要旨及び目的
国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
国家公務員宿舎制度の運営の実情にかえりみ、宿舎の設置等に関する機関、宿舎の設置に関する年度計画、有料宿舎の使用料の算定基準の規定の整備を図るとともに、宿舎審議会を廃止するものである。

なお、法律の題名を「国家公務員宿舎法」と改めようとするものである。

二 議案の可決理由

現行の「國家公務員のための国設宿舎に関する法律」は昭和二十四年に制定された占領期間中の立法で現在の実情に副わない点が多いので、これを全面的に改正することとは時宜に適した妥当な措置である。

あることを認め、本案は原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十月二十三日

太蔵委員長 早川 崇

衆議院議長星島二郎殿

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

鉱山保安法の一項を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

右報告する。

2 本法によつて保安のための措

置を講じなければならないものとされている、捨石又は鉱さいの集積したものの等(ボタ山等)について、鉱業権者はこれを譲渡し又は放棄した後であつても、その措置を講じなければならぬものとする。

鉱業権の移転があつたときは、その承継人が、租鉱権が消滅したときは採掘権者が、右の義務を承継するものとする。

3 侵掘した場合において、保安を害し、又はそのおそれがあると認めるときは、鉱山保安監督部長は、鉱業権者に対し侵掘しきるものとする。

4 被災者を救出するため必要があると認めるときは、鉱山保安監督部長は、鉱業権者に對し、救出のために必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

5 侵掘した場合において、保安を害し、又はそのおそれがあると認めるときは、鉱山保安監督部長は、鉱業権者に対し侵掘しきるものとする。

6 被災者を救出するため必要があると認めるときは、鉱山保安監督部長は、鉱業権者に對し、救出のために必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

7 被災者を救出するため必要があると認めるときは、鉱山保安監督部長は、鉱業権者に對し、救出のために必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

8 被災者を救出するため必要があると認めるときは、鉱山保安監督部長は、鉱業権者に對し、救出のために必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

9 被災者を救出するため必要があると認めるときは、鉱山保安監督部長は、鉱業権者に對し、救出のために必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

10 被災者を救出するため必要があると認めるときは、鉱山保安監督部長は、鉱業権者に對し、救出のために必要な措置を講ずることを命ずることができるものとする。

二 議案の可決理由

鉱山保安の確保並びに鉱害防止のための対策を改善することは民衆安定の見地から、きわめて適当な措置と認め、本案は別紙の通り附帯決議を附して全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

1 採掘権が取消された後六十日以内にその地域に、當該採掘権の目的鉱物と同種鉱床中の鉱物を目的とする鉱業権設定の出願の制度を定めて鉱物資源を合理的に開発するため、制定されたものであるが、高度に発展し、複雑化した昨今の経済情勢等に照らし種々の不合

昭和三十三年十月二十三日
商工委員長 長谷川四郎

衆議院議長星島二郎殿

〔別紙〕

鉱山保安法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

鉱山災害の絶滅を期すため、政府は、鉱山保安法の根本的再検討を行つとともに、その運用にあたつて、左の点について特段の考慮を払うべきである。

1、保安監督員制度を実効あらしめようとすること。

2、保安協議会を十分に活用すること。

3、鉱業権によらないで鉱物を掘採した者に対する罰則は、現行の三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金となつてゐるものを行つとも、その運用にあたつて、左の点について特段の考慮を払うべきである。

1、保安監督員制度を実効あらしめようとすること。

2、保安協議会を十分に活用すること。

3、鉱業権によらないで鉱物を掘採された鉱物を、情を知つて運搬、保管、取得、处分の媒介とされた者はあつせんした者も同じく刑罰に処することとする。

4、鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

右報告する。

ないものとする。

2 公示通達の規定は、鉱業権の取消又は鉱業出願の不許可若しくは、却下等の場合にも適用することができるものとする。

3 鉱業権によらないで鉱物を掘採した者に対する罰則は、現行の三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金となつてゐるものを行つとも、その運用にあたつて、左の点について特段の考慮を払うべきである。

4 鉱山灾害の防止策を強化することとは、人命の尊重と、国内資源の保全の見地から、きわめて適切な措置と認め、本案は別紙の通り附帯決議を附して、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

5 併合告の対象となつておる市町村の実態に即して併合問題を円滑かつ急速に解決するため、新市町村建設促進法の一部を改正しようとあるので、各都道府県知事の合意するもので、各都道府県知事の合併勧告の対象となつておる市町村の実態に即して併合問題を円滑かつ急速に解決するため、新市町村建設促進法の一部を改正しようとあるものである。

6 本案は、町村合併の現状にかんがみ、未処理の町村合併問題についてすみやかに終止符を打つ必要があるもので、各都道府県知事の合併勧告の対象となつておる市町村の実態に即して併合問題を円滑かつ急速に解決するため、新市町村建設促進法の一部を改正しようとあるものである。

7 その内容は、(一)都道府県知事の勧告した町村合併に関する計画について、計画策定後の事情の変更等の理由により、従来の合併計画を調整する必要があるものにつ

るが、高度に発展し、複雑化した昨今の経済情勢等に照らし種々の不合

8 今後は、この際現行の鉱業法を全面的に検討し、可及的速かに根本的改正を行つべきである。

までの間は町村合併調整委員のあつせん又は調停の制度によつてこれが解決を図ることができるものとすること。(二)新市町村が他の市町村と町村合併をした場合に、当該町村合併により設置され又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村についても新市町村としての取扱いができるものとすること。等である。

二 議案の可決理由

昭和二十八年十月町村合併促進法の施行以来満五年、町村合併はきわめて顯著な成果をあげることができ、今や大勢は町村合併の促進から新市町村の建設へ大きく転換を図るべき段階に立ち至つてゐる。従つて未処理の町村合併問題についてすみやかに終止符を打つため残存している約五百の未合併町村の最終的な取扱方針を決定し、各都道府県における知事の合併勧告の対象となつておる市町村の実態に即して合併問題を円滑かつ急速に解決しようとする本案の趣旨もとより妥当と認めるも、ただ政府は町村合併に伴う紛争の早期解決を期するは勿論、更に新市町村建設の目的を達成するため国との総合的施策の徹底特に財政面の助成について格段の努力をすべきことが強調され、採決の結果本案は、賛成多数をもつて原案の通り

までの間は町村合併調整委員のあつせん又は調停の制度によつてこれが解決を図ることができるものとすること。(二)新市町村が他の市町村と町村合併をした場合に、当該町村合併により設置され又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村についても新市町村としての取扱いができるものとすること。等である。

可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十月二十四日

委員長 行政 鈴木 善幸

衆議院議長 星島一郎殿

地方行政 鈴木 善幸

小型船海運組合等の助成のため
の関係法律の整備に関する法律
案(内閣提出、参議院送付)に
関する報告書

一 議案の要旨及び目的

小型船海運組合法は、小型船海

運業者が自主的に運送条件、配
船船腹等について、適切な調整
措置を講じ、事業の安定

を確保するために、第二十六回国
会において中小企業団体の組織に
関する法律が同時に成立する予測
のもとに制定せられたものであ
る。

しかし、中小企業団体の組織
に関する法律が遅れて成立したた
め、小型船海運組合法の附則中、
部分的に法律上効力を生じない個
所が生じ、当初意図された趣旨が
達成されないので、今回関係法律
の整備を図ろうとするのが本案の
目的であつて、その主なる内容は
次のとおりである。

1 小型船海運組合及び小型船海
運組合連合会を商工組合中央金
庫の融資の対象とすること。

2 小型船海運組合等を事業税の
課税上特別法人とすること。
3 小型船海運組合等を中小企業
信用保険法の信用保険の対象と
すること。

4 小型船海運組合等の協同事業
用施設の特別償却を認めること。
5 係るものと除くこと。一般に関す
ること。

二 議案の可決理由

本案は、小型船海運業の健全な
発達を図るために、妥当な措置と認
め、これを可決すべきものと議決
した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十月二十八日

運輸委員長 塚原 俊郎

衆議院議長星島二郎殿

科学技術会議設置法案(内閣提
出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、科学技術に関する重要
な事項について、関係行政機関の
施策の総合調整をはかるため、内
閣総理大臣の諮問機関として科学
技術会議を設置し、これを総理府
の附屬機関に加える一方、從来、
科学技術庁の附屬機関として置か
れていた科学技術審議会を廃止し
ようとするものである。

その内容の主なるものは次の通
りである。

(イ) 諸問を要する事項
内閣総理大臣は、次の各号に
掲げる事項に関する事項に關して
関係行政機関の施策の総合調整を行
う必要があると認めるときは、當該事
項について會議に諸問しなけれ
ばならない。

1 小型船海運組合等を事業税の
課税上特別法人とすること。

2 小型船海運組合等を中小企業
信用保険法の信用保険の対象と
すること。

3 小型船海運組合等の協同事業
用施設の特別償却を認めること。

4 小型船海運組合等の協同事業
用施設の特別償却を認めること。

三 前号の研究目標を達成する ために必要な研究で特に重要な ものの推進方策の基本の策 定に関すること。

樹立に關すること。

二 科学技術に関する長期的か
つ総合的な研究目標の設定に
関すること。

三 前号の研究目標を達成する
ために必要な研究で特に重要な
ものの推進方策の基本の策
定に関すること。

る基本的かつ総合的な政策の
の學問研究の自由は尊重される
樹立に關すること。

建設である。

二 科学技術に関する長期的か
つ総合的な研究目標の設定に
関すること。

三 前号の研究目標を達成する
ために必要な研究で特に重要な
ものの推進方策の基本の策
定に関すること。

の一部を改正する法律案(内閣
提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

一 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、去る十月十五日署名さ
れ、国会の承認を得たため、別途
今国会に提出された「日本国とラ
オスとの間の經濟及び技術協力
協定」に基いて、総額十億円の無償
の經濟及び技術援助をラオスに供
与することとなつたので、右債務
の処理に関する政府の經理を賠償
等特殊債務処理特別会計において
行うこととし、この二つの債務を
統合して、右債務の履行を保證する
ものである。

二 議案の要旨及び目的

〔第十五号参照〕

司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

終戦後、大学制度が新制大学制度に切り替えられて以来、大学在

度減少の傾向にあり、他面、社会生

活の複雑化に伴い、将来法曹たる

ための適格としては、法律以外の

学生の司法試験の合格者数が逐年

減少の傾向にあり、他面、社会生

活の複雑化に伴い、将来法曹たる

ための適格としては、法律以外の

学生の司法試験の合格者数が逐年

減少の傾向にあり、他面、社会生

活の複雑化に伴い、将来法曹たる

ための適格としては、法律以外の

学生の司法試験の合格者数が逐年

減少の傾向にあり、他面、社会生

活の複雑化に伴い、将来法曹たる

ための適格としては、法律以外の

学生の司法試験の合格者数が逐年

減少の傾向にあり、他面、社会生

活の複雑化に伴い、将来法曹たる

ための適格としては、法律以外の

第一に、第一次試験の筆記試験

を短答式による試験と論文式による試験とに分け、論文式による試験は短答式による試験に合格した者に限り受験することができるこ

と。

第二に、短答式による試験は、憲法、民法、及び刑法について行

うこと。

第三に、論文式による試験につ

いては現行の試験科目七科目を

いわゆる必須科目五科目と、いわ

く選択科目二科目とに分け、選

択科目の中には新たに、政治学、經

済原論、財政学、会計学、心理学、經

濟政策、社会政策等を加えること。

改正の要旨は次の通りである。

〔第十六号(その一)参照〕

昭和三十三年度一般会計予算補正(第1号)に関する報告書

一本予算の要旨

本予算補正は、災害復旧対策に要する経費について行うものである。

今回の補正により、昭和三十三年度一般会計予算は、次の通りとなる。

(一)歳入

当初予算額 一兆三千百三十三千百六万四千円

補正追加額 九億九千八百三十三万八千円

計 一兆三千三百三十三千九百零万三千円

(二)歳出

当初予算額 一兆三千百三十三千百六万四千円

補正追加額 九億九千八百三十三万八千円

計 一兆三千三百三十三千九百零万三千円

補正の内容は、次の通りである。

(1) 政府資産整理収入

当初予算額 五百億二千三百万円

補正追加額 四億四千八百万円

計 百九億七千二百万円

(2) 雜収入

当初予算額 四百三十一億九千四百万円

補正追加額 一千七百万円

第四に、司法試験管理委員会は、

試験科目のうち相当と認めるものについて、試験の範囲を限定する

ことができる。

第五に、司法試験考査委員の数は、現在試験科目一科目につき四人を越えてはならないことになつているのを、その制限を撤廃すること。

第六に、本法の施行は昭和三十六年一月一日からとすること。

等である。

二、議案の可決理由

大学制度が新制大学に切り替えられて以来、大学在学生の司法試験合格者の数が逐年減少している

〔別紙〕

のは大学制度と現行司法試験制度がマッチしていないことがその主なる原因となつてゐる。

これら現行試験制度運用の実情にかんがみ、今回の改正はきわめて適当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のことき自由民主党、日本社会党共同提案による附帯決議が附された。

昭和三十三年十月三十日 法務委員長 小島 徹二

衆議院議長星島二郎殿

〔別紙〕

司法試験法の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

一、本案による必須科目の制度は今

後大学の学制改正と照し合せつ

つ、たゞ検討すること。

二、司法試験管理委員会委員は将来に付いては公正を期すること。

三、司法試験考査委員の選任につい

ても公正を期すること。

四、短答式試験においてはなるべく多数を合格せしむること。

右決議する。

以上の歳入追加額は、日本銀行納付金等おおむね全額現在までに収納済みまたは確定済みの租税外収入の増加額をもつて充てるものである。

(1) 昭和三十三年発生災害復旧事業費

補正追加額 八十六億四千九百万円

計 五百十八億四千四百万円

(2) 災害復旧事業費

補正追加額 五十二億二千六百万円

計 五十二億二千六百万円

(3) 土木施設の災害復旧事業費

補正追加額 五千二百六十万円

計 五千二百六十万円

(4) 農林水産業施設の災害復旧事業費

補正追加額 一千七百万円

計 一千七百万円

(5) 地方公共土木施設の災害復旧事業費

補正追加額 一千七百万円

計 一千七百万円

(6) 地方公共農林水産業施設の災害復旧事業費

補正追加額 一千七百万円

計 一千七百万円

(7) 追加額の所管別、事業別内訳

(建設省所管)

都 河川等 (農林省所管)

三千九百三十九億九千三百万円

三千九百三十九億九千三百万円

	農地	山	計
農業用施設	三億一千百円	七億八千三百万円	十九億三千八百万円
治山道	一千三百万円	九千百万円	一万二千三百万円
漁港	一億三千七百万円	一億七千八百万円	二億五千五百万円
(運輸省所管)	港湾		
(2) 昭和三十三年発生災害関連事業費	○		
当初予算額	一億七千八百万円		
補正追加額	○		
計	一億六千六百万円	二億六千六百万円	三億三千八百万円
(1) この追加額は、昭和三十三年発生災害復旧に関連して、局部的改良工事を行うための事業費を補助するためのものである。			
(2) 追加額の所管別、事業別内訳			
(建設省所管)			
河川等	一億一千四百万円		
(農林省所管)			
農業用施設	三千百萬円	七百万円	四千七百萬円
漁港	七億一千九百万円		
(運輸省所管)			
港湾	一千二百萬円		
(3) 緊急治山及び緊急砂防事業費			
当初予算額	五億三千万円	十二億四千九百万円	十七億三千九百万円
補正追加額			
計	一億三千七百万円	一億三千七百万円	二億一千四百万円
(1) この追加額は、昭和三十三年に発生した災害の実情に鑑み、荒廃した山地または河川渓流の崩壊または侵食を緊急に復旧または防止する事業に対する補助金である。			
(2) 追加額の所管別、事業別内訳			
(農林省所管)			
緊急治山事業費	五千萬円	八千三百万円	一億三千万円
(建設省所管)			
港湾	三百万円	八千三百万円	九千三百万円
(4) 干害対策費			
緊急砂防事業費	十億円	九十億円	一百億円

	当初予算額	補正追加額	計
(1) この経費は、本年の五月より八月に至る間の異常豪雨による干ばつに対処するための応急対策事業及び利根川下流の塩害防止対策事業等の実施に必要な経費である。	十九億三千八百万円	一万二千三百万円	二十億二千一百万円
(2) 追加額の事業別内訳			
(a) 干害対策事業費	一億四千五百万円	一千五百円	一億四千六百万円
(b) 利根川下流塩害防止対策事業費	一億七億八千百万円	一億四千五百円	一億七億九千五百円
(c) 揚水機購入費	一千五百円	一億円	一千五百六十五円
(5) 霜雪害対策費			
当初予算額	一億三千七百万円	一億円	二億三千七百万円
補正追加額			
(1) この追加額は、本年三月から五月上旬にわたり全国的に発生した霜雪害による農作物の被害を最小限度にとどめるために必要とするものである。	一億三千七百万円	一億円	二億三千七百円
(2) 追加額の内訳			
(a) 樹勢回復用肥料購入費補助金	五千萬円	八千三百万円	一万三千万円
(b) 病害虫防除薬剤購入費補助金	三百万円	八千三百万円	九千三百万円
(c) 被害作物飼料化対策事業費補助金	八千三百万円	八千三百万円	一万六千六百万円
(6) 予備費			
当初予算額	八十億円	九十億円	一百七十億円
補正追加額			
(1) この追加額は、災害復旧事業費及び災害関連事業費等に対する予備費と今後発生を予想される災害の対策に要するものである。	一百七十億円	一百七十億円	三百四十億円
(2) 本予算の可決理由			
本予算補正是、当初予算成立後に生じた事由により最小限度の所要経費を計上したものであり、諸般の情勢よりみて妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。	三百四十億円	三百四十億円	六百四十億円
なお、日本社会党より、編成替を求めるの動議が提出されたが、否決された。	六百四十億円	六百四十億円	一千二百四十億円
右報告する。			

昭和三十三年十一月一日

衆議院議長星島一郎殿

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)に関する報告書

一本予算の要旨

貴金属特別会計に関する補正是、この会計の余裕金を一般会計予算補正の歳入に受入れることに伴う措置であり、また、産業投資及び国債整理基金の両特別会計に関する補正是、産業投資特別会計において外貨債を発行し、その収入金を電源開発株式会社に貸し付けるために必要な措置を行ふものである。

一本補正における各特別会計を通じての補正額は、次の通りである。

歳入

追加額

修正減少額

差引額

歳出

追加額

修正減少額

差引額

(1) 貴金属特別会計

歳入

追加額

貴金属売払代

補正後

歳出

追加額

他会計へ繰入

補正後

貴金属地金の売払による収入の増加額を、一般会計に繰り入れることに伴う措置である。

(2) 産業投資特別会計
歳入
成立予算額 三百二十八億八千二百萬円
外貨債発行等収入 百十三億一千百万円
前年度剩余金受入 五億一千百万円
補正後 四百四十一億九千三百萬円

追加額
歳出
成立予算額 三百二十八億八千二百萬円
外貨債発行等収入 百十三億一千五百萬円
前年度剩余金受入 五億一千五百萬円
補正後 四百四十一億九千三百萬円

追加額
歳出
成立予算額 三百二十八億八千二百萬円
外貨債発行等収入 百十三億一千五百萬円
前年度剩余金受入 五億一千五百萬円
補正後 四百四十一億九千三百萬円

追加額
歳出
成立予算額 三百二十八億八千二百萬円
外貨債発行等収入 百十三億一千五百萬円
前年度剩余金受入 五億一千五百萬円
補正後 四百四十一億九千三百萬円

追加額
歳出
成立予算額 三百二十八億八千二百萬円
外貨債発行等収入 百十三億一千五百萬円
前年度剩余金受入 五億一千五百萬円
補正後 四百四十一億九千三百萬円

追加額
歳出
成立予算額 三百二十八億八千二百萬円
外貨債発行等収入 百十三億一千五百萬円
前年度剩余金受入 五億一千五百萬円
補正後 四百四十一億九千三百萬円

追加額
歳出
成立予算額 三百二十八億八千二百萬円
外貨債発行等収入 百十三億一千五百萬円
前年度剩余金受入 五億一千五百萬円
補正後 四百四十一億九千三百萬円

追加額
歳出
成立予算額 三百二十八億八千二百萬円
外貨債発行等収入 百十三億一千五百萬円
前年度剩余金受入 五億一千五百萬円
補正後 四百四十一億九千三百萬円

「産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律」(仮称)に基いて、昭和三十三年度において、産業投資特別会計の負担において百八億円を限度とする外貨債の発行、又は外貨借入金をするために必要な措置を行ふものである。またこれに要する諸費等五億一千五百万円を国債整理基金特別会計へ繰り入れることを要するが、これについては、前

年度における特別減税国債の償還の増加に伴い、国債の償還及び国債利子の支払に要する既定経費の一部四百万円が不用となるので、差引き五億一千百万円を繰り入れ、この財源としては、前年度剩余金受入の増加分を同額追加計上することとしている。

なお、外貨債の発行または外貨借入金による収入金百八億円は、電源開発株式会社の貸付金に充てられるものである。

(3) 国債整理基金特別会計
歳入
成立予算額 四千百八十八億四千八百万円
追加額 百十三億一千五百万円
他会計より受入 五億一千五百万円
公債金 百八億円
修正減少額

歳入
成立予算額 四千百八十八億四千八百万円
追加額 百十三億一千五百万円
他会計より受入 五億一千五百万円
公債金 百八億円
修正減少額

歳入
成立予算額 四千百八十八億四千八百万円
追加額 百十三億一千五百万円
他会計より受入 五億一千五百万円
公債金 百八億円
修正減少額

歳入
成立予算額 四千百八十八億四千八百万円
追加額 百十三億一千五百万円
他会計より受入 五億一千五百万円
公債金 百八億円
修正減少額

歳入
成立予算額 四千百八十八億四千八百万円
追加額 百十三億一千五百万円
他会計より受入 五億一千五百万円
公債金 百八億円
修正減少額

歳出

成立予算額

追加額

国債整理基金支出

修正減少額

国債整理基金支出

補正後

産業投資特別会計

四千百八十八億四千八百万円
百十三億一千五百万円
△ 四百万円

外貨債

加することとしている。

なお、この会計の歳出及び歳入における一部修正減少は、産業投資特別会計の負担にかかわる特別減税国債の償還費及び利子の一部不用額四百万円を修正減少するものである。

二 本予算の可決理由

本予算補正是、一般会計予算の補正に伴う繰入財源として、また、財政投融資の原資を確保するための財政措置として、おおむね妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本社会党より編成替を求めるの動議が提出されたが、否決された。

右報告する。

昭和三十三年十一月一日

衆議院議長星島二郎殿

予算委員長 橋橋 渡

産業投資特別会計において外貨債を発行することに伴う諸経費五億一千五百万円を歳出に追加し、この財源は産業投資特別会計から受け入れて歳入に追加することとし、また、外債を起すにあたつて、当初外貨借入金を行い、次いでこれを外貨債に借り換える場合に備えて、借換

のための返済金百八億円を歳出に追加し、借換発行にかかる公債金受入収入を同額歳入に追

国民健康保険法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

国民健康保険制度は、昭和十三

年農山漁村民を対象とする医疗保险

险として發足し戦時中相当程度の

普及を見たが戦後における社会經

濟情勢の激変に際して一時崩壊

の危機に見舞われつゝもよくこれ

を脱却し、その後再び困難を排

除して漸次普及の歩を進め今日、

職域における健康保険と並んで地

域における医療保険として、国民

全般に対する医療保障制度の大宗

をなすに至つたのである。

政府は、かねてより昭和三十五

年度を目途とする国民皆保険の達

成を重要施策とし国民健康保険

事業の全国普及を中心とした基

礎的条件の整備を進めて来たが、

これが基礎法として現行の国民健

康保険法の全面的改正を目的とする法律案を去る第二十八回国会に

提出したのであるが、本院解散のため審議未了となつたため、今回

再びほぼ同一内容の本法律案を提出したものである。

本案の要旨は次の通りである。

1 国民皆保険態勢確立のため市

町村は国民健康保険を実施する義務があることとすること。

2 国民皆保険に対する國の責任

が五割に過ぎなかつたものを

割合についても大多数の保険者

が五割に過ぎなかつたものと同

くのこと。

3 給付内容の充実を図るため從

来、健康保険と比較して著しく

劣ついた給付範囲をこれと同

一のものとするとともに、給付

割合についても大多数の保険者

が五割に過ぎなかつたものと同

くのこと。

4 療養担当者制度について從来

の保険者に対して負担すること

とし、従来地方財政の良好な

市部に不利となつた点を是

正することにより国民健康保険

相当する調整交付金制度を設け国民保険財政を調整し負担の均衡及び内容の充実を図ることとすること。

3 給付内容の充実を図るため從

来、健康保険と比較して著しく

劣ついた給付範囲をこれと同

一のものとするとともに、給付

割合についても大多数の保険者

が五割に過ぎなかつたものと同

くのこと。

4 療養担当者制度について從来

の保険者に対して負担すること

とし、従来地方財政の良好な

市部に不利となつた点を是

正することにより国民健康保険

の充実につれて漸的に向上を期し得ることとすること。

二 議案の修正議決理由

国民皆保険の達成を期すことと

も、保険給付の内容を改善する

ため、国民健康保険と同一と

等を廃止して健康保険と同一と

とすること等である。

二 議案の修正議決理由

国民皆保険の達成を期すことと

六億五千八百五十七万九千円が計上されている。

なお、国民健康保険助成費のな

かに財政調整交付金として十三億

八千二百万円が含まれている。

右報告する。

昭和三十三年十一月一日

衆議院議長星島二郎殿

社会労働委員長 國田直

第三章 国民健康保険組合

第一章 総則(第一条～第四条)

第二章 市町村(第五条～第十二

(小字及び一は修正)

〔別紙〕

目次

第一条 通則(第十三条～第二

第二節 管理(第二十三条～第

十二条)

三十一条)

国民健康保険助成費として百五十

昭和三十三年度一般会計予算に

ついては地方社会保険医療協議

会議が開かれており、この事業に

協力を希望するすべての私的医

療機関が参加し得る途を開くと

これが基礎法として現行の国民健

第三節 解散及び合併(第三十一条)
二条 第三十四条
第四節 雜則(第三十五条)
第四章 保険給付
第一節 療養の給付(第三十六条)
第二節 その他の給付(第五十一条)
八 五条
第三節 保険給付の制限(第五十二条)
十九 条 第六十条
第四節 雜則(第六十一条)
六十五 八条
第五章 費用(第六十六条)
十一 十八条
第六章 保健施設(第七十九条)
第七章 国民健康保険団体連合会
(第八十〇条)
八十九 条 第八十三条
第八章 診療報酬審査委員会(第八十一条)
九〇 条 第八十七条
第九章 審査(第八十九条)
第十章 監督(第一百五十九条)
四条
第十一章 雜則(第一百七十九条)
二十二 条
第十二章 罰則(第一百八十九条)
八百二十五条
附則

第三十二条 組合は、次の各号に掲げる理由により解散する。
一 組合会の認決
二 規約で定めた解散理由の発生
三 第三百六十九条第四項の規定による解散命令
四 合併
2 組合は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。
(療養の給付)
第三十六条 市町村及び組合(以下「保険者」という。)は、被保険者の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。
一 診察
二 薬剤又は治療材料の支給
三 処置、手術その他の治療
四 病院又は診療所への収容
五 看護
六 移送

第三十七条 痘瘍局(以下「指定医療機関」といふ)は、健康保険の診療又は調剤を受けるものとする。
2 都道府県知事は、前項の規定による指定医療機関の指定の申請があつた場合において、その指定を拒むには、地方社会保険医療協議会の議によらなければならぬ。

第三十八条 痘瘍局(以下「指定医療機関」といふ)は、健康保険の診療又は調剤を受けるものとする。
2 痘瘍局である療養担当者は、国民健康保険の診療に従事する医師又は歯科医師は、都道府県知事の登録を受けた医師又は歯科医師(以下「国民健康保険医」)といふ。でなければならない。
3 痘瘍局(以下「指定医療機関」といふ)は、健康保険の診療又は調剤を受けるものとする。
4 健康保険法第四十三条第三項第一号に掲げる保健医療機関及び保険薬局(以下「指定医療機関」といふ)は、健康保険の診療又は調剤を受けるものとする。
5 健康保険法第四十三条第三項の規定による保険医又は保険薬剤師は、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師とみなす。ただし、当該国民健康保険薬剤師が厚生省令の定めるところにより別段の申出を行つたときは、この限りでない。

第三十九条 国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師(以下「国民健康保険医」)といふ。でなければならない。
2 前項に規定するもののほか、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する準則について、厚生省令で定める。
3 健康保険法第四十三条第三項の規定による保険医又は保険薬剤師は、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師とみなす。ただし、当該国民健康保険薬剤師が厚生省令の定めるところにより別段の申出を行つた場合は、この限りでない。
4 健康保険法第四十三条第三項の規定による保険医又は保険薬剤師は、国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師とみなす。ただし、当該国民健康保険薬剤師が厚生省令の定めるところにより別段の申出を行つた場合は、この限りでない。
5 健康保険法第四十三条第三項の規定による保険医又は保険薬剤師の登録の取消は、前項の規定により国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師とみなされた者の地位に影響を及ぼさない。

昭和三十三年十二月七日 衆議院会議録追録(その二) 議案に関する報告書

もののほか、健康保険法第四十三
条ノ四第一項〇の規定による命令
の例による。

(厚生大臣又は都道府県知事の指導
健康保険法の準用)

第三十九条 (療養担当者)
健康保険法第四十三条

ノ二の規定は、第三十七条第三項
の指定医療機関において行われる

療養の給付について、同法第四十
三条ノ七の規定は、指定医療機関
は調剤に關し、厚生大臣又は都道府県知事の
指導を受けなければならぬ。

第三十九条 (療養担当者)
健康保険法第四十三条

ノ二の規定は、第三十七条第三項
の指定医療機関において行われる

療養の給付について、同法第四十
三条ノ七の規定は、指定医療機関
は調剤に關し、厚生大臣又は都道府県知事の
指導を受けなければならぬ。

第三十九条 (療養担当者)
健康保険法第四十三条

ノ二の規定は、第三十七条第三項
の指定医療機関において行われる

療養の給付について、同法第四十
三条ノ七の規定は、指定医療機関
は調剤に關し、厚生大臣又は都道府県知事の
指導を受けなければならぬ。

第三十九条 (療養担当者)
健康保険法第四十三条

ノ二の規定は、第三十七条第三項
の指定医療機関において行われる

療養の給付について、同法第四十
三条ノ七の規定は、指定医療機関
は調剤に關し、厚生大臣又は都道府県知事の
指導を受けなければならぬ。

第三十九条 (療養担当者)
健康保険法第四十三条

ノ二の規定は、第三十七条第三項
の指定医療機関において行われる

療養の給付について、同法第四十
三条ノ七の規定は、指定医療機関
は調剤に關し、厚生大臣又は都道府県知事の
指導を受けなければならぬ。

第三十九条 (療養担当者)
健康保険法第四十三条

ノ二の規定は、第三十七条第三項
の指定医療機関において行われる

療養の給付について、同法第四十
三条ノ七の規定は、指定医療機関
は調剤に關し、厚生大臣又は都道府県知事の
指導を受けなければならぬ。

第三十九条 (療養担当者)
健康保険法第四十三条

ノ二の規定は、第三十七条第三項
の指定医療機関において行われる

金の全部又は一部を支払わないとときは、保険者は、当該療養担当者の請求に基き、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

第四十一条 保険者は、政令の定めるとところにより、条例又は規約

で、前条〇に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。

第四十二条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、前二条の規定による一部負担金を支払うことに対し、次の各号の措置をとることが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置をとることが

できる。

2 前項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、保険者が開設者の同意を得て定める指定医療機関から療養の給付を受ける

3 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保険者は、前条〇の規定にかかわらず、その減せられた割合によ

る一部負担金を当該指定医療機関から療養の給付を受ける

4 第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられた場合において、被保険者が前項に規定する指定医療機関から療養の給付を受けたときは、保険者は、当該被保険者が前条の規定定した額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、当該指定医療機関に支払わなければなら

ない。

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を、都道

府県の区域を区域とし、かつ、そ

を受ける被保険者から、当該療養担当者に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収するものとすることができる。

5 前項の被保険者は、前条第一項及びこの条第一項の規定にかかわらず、一部負担金を療養担当者に支払うことを要しない。

第六条 (療養担当者)
世帯主又は組合員が当該指定医療機関に対して支払わなければならぬ一部負担金に相当する額を

7 第二項の規定にかかる場合は、

四条に規定する場合にあつては、

世帯主又は組合員が当該指定医療機関に対して支払わなければならぬ一部負担金に相当する額を

8 第二項の規定にかかる場合は、

世帯主又は組合員が当該指定医療機関に対して支払わなければならぬ一部負担金に相当する額を

9 第二項の規定にかかる場合は、

世帯主又は組合員が当該指定医療機関に対して支払わなければならぬ一部負担金に相当する額を

10 第二項の規定にかかる場合は、

世帯主又は組合員が当該指定医療機関に対して支払わなければならぬ一部負担金に相当する額を

11 第二項の規定にかかる場合は、

世帯主又は組合員が当該指定医療機関に対して支払わなければならぬ一部負担金に相当する額を

12 第二項の規定にかかる場合は、

世帯主又は組合員が当該指定医療機関に対して支払わなければならぬ一部負担金に相当する額を

13 第二項の規定にかかる場合は、

世帯主又は組合員が当該指定医療機関に対して支払わなければならぬ一部負担金に相当する額を

14 第二項の規定にかかる場合は、

世帯主又は組合員が当該指定医療機関に対して支払わなければならぬ一部負担金に相当する額を

とができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に要する費用の額から、当該療

付に要する費用の額から、当該療養の給付に要する費用の額から、当該療

養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に要する費用の額から、当該療

の区域内の三分の二以上の保険者が加入している国民健康保険団体

連合会〇又は社会保険診療報酬支

区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものも除。)による社会保険診療報

支支払基金(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報

支支払基金に委託することができ

る。

第六条 (療養担当者)
六 前五項に規定するもののほか、

第七条 (療養担当者)
七 第二項の規定にかかる場合は、

八 第二項の規定にかかる場合は、

九 第二項の規定にかかる場合は、

十 第二項の規定にかかる場合は、

十一 第二項の規定にかかる場合は、

十二 第二項の規定にかかる場合は、

十三 第二項の規定にかかる場合は、

十四 第二項の規定にかかる場合は、

十五 第二項の規定にかかる場合は、

十六 第二項の規定にかかる場合は、

十七 第二項の規定にかかる場合は、

十八 第二項の規定にかかる場合は、

十九 第二項の規定にかかる場合は、

(給付の期間)

第五十一条 療養の給付は、同一の

〇三

疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關しては、当該保険者がこれを開始した日から起算して

三年を経過したときは、行わない。

ただし、市町村にあつては、条例で、三年をこえて行なうことができる。

(療養費)

第五十二条 保険者は、療養の給付を行なうことが困難であると認めるとき、又は被保険者が緊急その他やむを得ない理由により

療養担当者

機関以外の病院、診療所若しくは

薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合に

おいて、必要があると認めるとき

は、療養の給付に代えて、療養費

療養担当者

を支給することができる。

保険者は、被保険者が被保険者

証を提出しないで指定医療機関か

ら診療又は薬剤の支給を受けた場

合において、被保険者証を提出し

なかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付に代えて、療

養費を支給するものとする。

第三条 療養費の額は、療養に要する費用の額から、その額に一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した額を基準として、保険者が定める。

第四条 前項の療養に要する費用の額の算定については、第四十五条第二

号、第五十三条第一

号、第五十四条第一

号、第五十五条第一

号、第五十六条第一

号

(他の法令による医療に関する給付との調整)

の額(第四十一条第一項又は第五

号、第十九条第一項の規定により一部負

担金の割合が減ぜられていくとき

は、その減ぜられた割合による一部負担金の額)をこえるとき、又は前項に規定する法令による給付額をこえる場合は、當該被保険者が医療費の支給である場合において、その支給額が、当該療養につきこの法律による療養費の支給をすべきものとした場合における療養費の額に満たないときは、それ

ぞれその差額を当該被保険者に支給しなければならない。

第三条 前項の場合において、被保険者が

療養担当者

が指定医療機関から当該療養を受けたときは、保険者は、同項の規定により被保険者に支給すべき額

の限度において、当該被保険者が

指定医療機関に支払うべき当該療

養に要した費用を、当該被保険者の

一部負担金の割合を減じているとき

は、被保険者が同条第二項に規定する指定医療機関から当該療養

を受けた場合に限る。

第四条 前項の規定により

療養担当者

に対して費用が支払われたとき

は、その限度において、被保険者

に対し第二項の規定による支給が

行われたものとみなす。

第五条 前項の規定により

療養担当者

に対する費用が支払われたとき

は、その限度において、被保険者

は、被保険者又は被保険者

に係る療養の給付は、行わない。

第六条 被保険者は、被保険者の

出産及び死亡に関しては、条例又

は規約の定めるところにより、助

産費の支給若しくは助産の給付又

は葬祭費の支給若しくは葬祭の給

付を行うものとする。ただし、特

別の理由があるときは、その全部又

は一部を行わないことができる。

第七条 保険者は、前項の保険給付のは

か、条例又は規約の定めるところ

により、傷病手当金の支給その他

の保険給付を行うことができる。

第八条 被保険者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間

に係る療養の給付は、行わない。

第九条 一 日本国外にあるとき。

第十条 二 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。

三 監獄、労役場その他これらに準する施設に拘禁されたとき。

第六十一条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付は、当該疾病又は負傷に係る療養の給付は、行わない。

第六十二条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷したときは、当該疾病又は負傷したときは、行なうことができる。

第六十三条 被保険者は、被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷したときは、行なうことができる。

の価額（当該保険給付が第三十六条第一項第一号から第四号までに定める療養の給付であるときは、該療養の給付に該指定医療機関が保険者に請求することができ、当該保険給付が同条同項第五号又は第六号に定める療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除したものとする。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を受ける。

2 前項の場合において、保険給付を受けけるべき者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行なう責を免かれる。

第六十四条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

第六十五条 保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

第六十六条 国は、政令の定めると健康保険の事務の執行に要する費用を負担する。

第六十七条 国は、政令の定めると健康保険の事務の執行に要する費用の十分の二を負担する。

第六十八条 市町村が確保すべき入を不正に確保しなかつた場合に

險給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

該市町村に対して負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定により減額する額とは、不當に確保しなかつた額をとることはできない。

第六十九条 保険者は、保険給付を行なうに際しては、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができない。

第七十条 保険者は、保険料その他の公課の禁止

第七十一条 保険者は、保険料その他の公課の禁止

第七十二条 都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる。

おいては、国は、政令の定めるところにより、前条の規定により当該市町村に対して負担すべき額を減額することができる。

2 前項の規定による調整交付金の額は、市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の百分の五に相当する額とする。

第七十三条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により國民健康保険税を課するときは、この限りでない。

第七十四条 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

第七十五条 保険料その他の法律の規定による徴収金については、地方税法第十条第三項及び第四項、第十六条、第十六条の八、第十九条、第二十条並びに第二十二条の規定を準用する。

第七十六条 保険料その他の法律の規定による徴収金を滞納した者に対するは、組合は、期限を指定

第七十七条 機関において診療に従事する医師（国民健康保険医若しくは歯科医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該医師又は歯科医師に対し、保

第七十八条 第三項又は第五十三条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を行つたときは、その給付

して、これを督促しなければならない。ただし、前条において準用する地方税法第十六条第一項の規定により線上徴収をするときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をしようとするときは、組合は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、地方税法第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 前項の規定によつて督促をしたときは、組合は、規約の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。

(滯納処分及び先取特權の順位)

第七十七条 前条の規定による督促又は地方税法第十六条第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当したことによる線上徴収の告知を受けた納付義務者が、その指定の期限までに當該徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村は、組合の請求により、市町村が徴収する保険料の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けて、これを処分することができる。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十五条第四項及び第十項の規定を準用する。

3 保険料その他この法律の規定による組合の徴収金の先取特權の順位は、市町村の徴収金に次ぎ、他の公課に先づるものとする。

(条例又は規約への委任)

第七十八条 この章に規定するもののはか、保険料の賦課及び徴収その他の保険料に關して必要な事項は、条例又は規約で定める。

第七十九条 保険者は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設をすることができる。

2 組合は、その事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に前項の施設を利用させることができること。

(設立、人格及び名称)

第八十条 保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会(以下「連合会」といふ。)

といふ。)を設立することができる。

2 連合会は、法人とする。

3 連合会は、その名称中に「国民健康保険団体連合会」という文字を用いなければならない。

4 連合会でない者は、「国民健康保険団体連合会」という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(設立の認可○等)

第八十一条 連合会を設立しようとするときは、当該連合会の区域をその区域内に含む都道府県を統轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

3 都道府県の区域を区域とする連合会に、その区域内の三分の二以上の保険者が加入したときは、当該区域内のその他の保険者は、す

べて当該連合会の会員となる。

(規約の記載事項)

第八十二条 連合会の規約には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1 事業

2 名称

3 事務所の所在地

4 連合会の区域

5 会員の加入及び脱退に關する事項

6 経費の分担に關する事項

7 業務の執行及び会計に關する事項

8 従員に關する事項

9 総会又は代議員会に關する事項

10 準備金その他の財産に關する事項

11 厚生省令で定める事項

12 前各号に掲げる事項のほか

13 準用規定

14 前項の委嘱は、療養担当者指定期療機関を代表する委員及び保険者を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によつて行わなければならぬ。

(審査委員会の権限)

第八十三条 第十六条、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条まで及び第七十九条の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「組合員」とあるのは「会員たる保険者を代表する者」と、「組合会」とあるのは「総会又は代議員会」と、「組合員」であるのは「会員たる保険者を代表する者」と、「組合会」とあるのは「総会又は代議員会の議員」と、これは代議員会の議員と読み替えるものとする。

(審査委員会)

第八十四条 第四十三第五項の規定による委託を受けて診療報酬請求書の審査を行うため、都道府県の区域を区域とする、かつ、その区域内の三分の二以上の保険者が加入している連合会に、国民健康保険医療機関において診療若しくは調剤に從事する医師・歯科医師若しくは○国民健康保険医療機関若しくは○薬剤師に対する、出頭若しくは説明を求めることができる。

2 連合会は、前項の規定により審査委員会に出頭した者に対し、旅

險者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものを除く)審査委員会」というを置く。

八 痘機関を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各九人以下の同数をもつて組織する。

第八十五条 審査委員会は、療養担当者指定期療機関を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各九人以下の同数をもつて組織する。

(審査委員会の組織)

昭和三十三年十二月七日　衆議院会議録追録(その二)　議案に関する報告書

費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該指定^{療養}担当者医療機関が提出した診療報酬請求書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出頭した者に対する責任(省令への委任)

第八十一条 この章に規定するもののはか、審査委員会に関する必要な事項は、厚生省令で定める。(不服の申立)

第八十二条 保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査を請求することができる。

2 前項の審査の請求は、時効の中斷に関するては、裁判上の請求とみなす。

(審査会の設置)

第八十三条 国民健康保険審査会(以下「審査会」という。)は、各都道府県に置く。

(組織)

第九十条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各三人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第九十一条 委員の任期は、三年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第九十二条 審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行する。

(定足数)

第九十三条 審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 前項の審査の請求は、時効の中斷に関するては、裁判上の請求とみなす。

(審査会の設置)

第九十四条 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査の請求の手続)

第九十五条 審査の請求は、当該処分をした保険者(第七十七条第一項の規定による処分については、当該処分をした市町村とする。次

項において同じ。)の所在地の都道府県の審査会に対してもなければならぬ。

2 前項の請求は、当該処分をした保険者を経由してすることができない。

3 審査の請求が管轄違うときは、審査会は、すみやかに、事件を所轄の審査会に移送し、かつ、その旨を請求人に通知しなければならない。

4 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査会に審査の請求があつたものとみなす。

(審査の請求の期間及び方式)

第九十六条 審査の請求は、処分があつたことを知った日から六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査の請求をすることができないことを疎明したときは、この限りでない。

(請求手続の受継)

第九十七条 審査の決定前に死亡したときは、承繼人が審査の手続を受け継ぐものとする。

(本案の決定)

第一百〇三条 審査会は、審理を終えたときは、審査の請求の全部又は一部を認認し、又は棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)

第一百〇四条 決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附し、会長及び決定に関与した委員が、これに署名押印しなければならない。

2 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による検査について、同様の権限について準用する。

(組合等に対する監督)

第一百〇五条 審査のための処分(審査のための処分)

2 前項の通知を受けた者は、審査会に対し、意見を述べることができる。

(審査会の運営)

審査を請求した者若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検査をさせることができるものとする。

2 都道府県は、前項の規定により審査会に出頭した関係人又は診断若しくは検査をした医師若しくは歯科医師に対し、政令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料又は報酬を支給しなければならない。

2 都道府県は、前項の規定により審査会及び審査の手続に関する事項は、政令で定める。

(政令への委任)

2 都道府県は、前項の規定により審査会及び審査の手続に関する事項は、政令で定めたる。

2 第百二条 決定は、第百七条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を拘束する。

2 第百三条 決定は、第百七条第一項の規定による検査について、同様の権限について準用する。

(報告の微取引)

第一百五条 厚生大臣又は都道府県知事は、保険者又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による検査について、同様の権限について準用する。

(組合等に対する監督)

第一百六条 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生大臣若しくは都道府県知事の処分に違反して

(決定の効力発生時期)

第百二条 決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

(決定の拘束力)

第百三条 決定は、第百七条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を拘束する。

2 第百四条 この章に規定するもののほか、審査会及び審査の手続に関する事項は、政令で定める。

2 第百五条 厚生大臣又は都道府県知事は、保険者又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。

2 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による検査について、同様の権限について準用する。

(組合等に対する監督)

第一百六条 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生大臣若しくは都道府県知事の処分に違反して

2 第百七条 決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

いると認めるとき、確保すべき収入を不适当に確保せず、不适当に経費を支出し、若しくは不适当に財産を処分する等著しく事業の適正な執行を欠くと認めるとき、又は組合若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠つていると認めるとき、

若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を行を欠くと認めるとき、又は組合若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明瞭に怠つていると認めるとき、

2 期間を定めて、組合若しくは連合会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 組合若しくは連合会又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会に対し、期間を定めて、その役員の全部又は一部の改任を命ずることができること。

3 組合又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を改任することができる。

4 組合又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。

5 厚生大臣又は都道府県知事は、

前二項の規定による処分をするとときは、当該組合又は連合会の役員に対する弁明の機会を与えないべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をするべき理由を通知しなければならない。

(時効)

第百七十三条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中止、停止その他

の事項に関しては、民法の時効に関する規定を準用する。ただし、保険者の行う保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法第二百五十三条の規定にかかるわらず、時効中止の効力を生ずる。

(期間の計算)

第百八十二条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(戸籍に關する無料証明)

第一百九十二条 市町村長(特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、保険者又は保険給付

を受ける者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者又は被保険者であつた者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(準用規定)

第五百十二条 第四十四条第二項の規定は、前二条の規定による質問について、第四十四条第三項の規定は、前二条の規定による権限について準用する。

(住所に関する特例)

第六百一十三条 修学のため一の市町村の区域内に住所を有する被保険者であつて、修学していないとすれば他の市町村の区域内に住所を有する他人と同一の世帯に属するものと認められるものは、この法律の適用については、当該他の市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該世帯に属するものとみなす。

(被保険者証の交付に関する特例)

第六百一十四条 特別区及び政令で指定する市は、その区域内に住所を有するに至つたことにより被保険者の資格を取得した者について、第九条第二項の規定による被保険者の交付の求があつた場合には、

九条第二項の規定による被保険者の交付の求があつた場合には、条例の定めるところにより、その求があつた日から起算して三箇月の範囲内において条例によれる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、

必要があると認めるときは、療養

療録、帳簿書類その他の物件の提

示を命じ、又は当該職員に質問さ

せることができる。

3 療養者又は被保険者は、

又は手当に關し、報告若しくは診

療録、帳簿書類その他の物件の提

示を命じ、又は当該職員に質問さ

せることができる。

(特別区に関する特例)

五百一十五条 都は、政令の定めるとする。)は、特別区の行う国民健

康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互の間の調整上必要な措置を講じなければならない。

第一百六十九条 この法律中「都道府県知事」とあるのは、その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

(讀替規定)

第一百六十九条 この法律中「都道府県

知事」とあるのは、その区域が二以上の都道府県の区域にまたがる連合会については、「厚生大臣」と読み替えるものとする。

(実施規定)

第一百一十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執

行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第二百一十八条 審査委員会若しくは審

査会の委員又はこれらの委員であつた者が、正当な理由なしに、職務上知得した指定医療機関の開設

者、医師、歯科医師若しくは薬剤師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲

役又は三万円以下の罰金に処す。

2 正當な理由なしに、第一百一十九条第一項の規定による処分に違反して、出頭せず、陳述をせ

ず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、又は診断

若しくは検査をしなかつた者は、一円以下罰金に処する。たゞ

し、審査会の行う審査の手続における請求人又は第九百九十七条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人は、この限りでない。

第一百二十〇条 被保険者又は被保險者であつた者が、第一百一一条第二項の規定により報告を命ぜられ、正當な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対する答弁をしたときは、一万円以下の罰金に処する。

第一百二十一條 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれを使用する者が、第一百一一条第一項の規定により報告若しくは診書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対する答弁を命ぜられ、正當な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対する答弁をしたときは、一千円以下の過料を科する規定を設けることとする。

第一百二十二条 組合又は連合会が、第五百五十五条第一項の規定による報告を命ぜられ、正當な理由なしにこれに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六百六十九条第一項の規定による命令に違反したときは、そ

の役員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

第一百二十三条 第十五条第二項又は第八十条第三項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第一百二十四条 市町村は、条例で、第九条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し二千円以下の過料を科する規定を設けることができること。

2 市町村は、条例で、世帯主又は世帯主であつた者が正當な理由なしに、第一百十〇条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対する答弁を命ぜられ、正當な理由なしにこれに従わず、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対する答弁をしたときは、二千円以下の過料を科する規定を設けることができる。

1 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に国民健康保険を行つてない市町村は、第三条第一項の規定にかかるはず、昭和三十六年四月一日までに国民健康保険事業を開始するをもつて足りる。

3 前項の市町村で、特別の事情があるものは、第三条第一項及び前項の規定にかかるらず、昭和三十六年四月一日以後も当分の間、厚生大臣の承認を受けて、国民健康保険を行わないことができる。

4 第十五条の規定は、前二項の規定により國民健康保険を行わない市町村には、適用しない。

1 国民健康保険の未加入者をすみやかに解消せしめるため昭和三十六年三月三十一日以前においても、厚生大臣及び都道府県知事が未実施市町村に対して事

[別紙]

国民健康保険法案に対する附帯決議

一、政府は財政の許す範囲において、可及的速かに国庫負担率及び療養給付率の引き上げに努力すること。

二、療養担当者の権利保護、苦情処理のため公正なる中立裁定機関を設置すること。

三、調整交付金の算定の基礎となるべき療養給付費の見込額の算定に当つては、実績と相違が生じないよう努めるとともに、万一、相違が生じた際は、予算の補正等の措置を考慮すること。

四、経過措置として療養担当者は、療養の給付の範囲を健康保険と同一としているが、これによる急激な影響を避けるため、当分の間、政令で定める範囲のことは、給付を行わないことができるとしたこと。

業の開始につき勧告又は助言を行ふことができるとしたこと。

2 昭和三十六年三月三十一日までは、現に事業を行つてゐる普通国民健康保険組合及び農業協同組合等の社団法人は、引き続き国民健康保険を行なうことができるとしたこと。

3 国民健康保険法案においては、療養の給付の範囲を健康保険と同一としているが、これによる急激な影響を避けるため、当分の間、政令で定める範囲のことは、給付を行わないことができるとしたこと。

4 経過措置として療養担当者は、被保険者の範囲等に関する必要な調整規定等を設けた外、国民健康保険税の賦課方法を整備する等、国民健康保険法案の施行に伴う必要な関係法律の整理を行つたこと等である。

5 その要旨は次の通りである。

1 議案の要旨及び目的

本案は、国民健康保険法施行法案(内閣提出)に関する報告書

2 議案の修正議決理由

本案は、国民健康保険法施行法案の施行のため必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行おうとするものである。

その要旨は次の通りである。

1 国民健康保険の未加入者をすみやかに解消せしめるため昭和三十六年三月三十一日以前においても、厚生大臣及び都道府県知事が未実施市町村に対して事

右報告する。

国民健康保険の指定医療機関の
指定及び指定の取消並びに指定医
療機関に対する国民健康保険法

（昭和三十三年法律第○号）
三十七条第一項に規定する申請の受理及びそ
の申請の取消並びに同法第○号並びに同法第四十
四条第二項の規定による処分及
びその処分の取消○についても、
九条第一項の規定による登録の取消及び同条
第二項の規定による処分

（新法及びこの法律の施行のため
に必要な行為）

第七十条 新法及びこの法律を施行
するため必要な条例又は規約の
制定又は改正、新法第四十三条第
三項の規定による別段の定の設定
及びその認可、新法第八十五条の
規定による国民健康保険診療報酬
審査委員会の委員の委嘱の手続そ
の他の行為は、新法の施行前にお
いても、行なうことができる。

最低賃金法案（内閣提出）に関する
報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、賃金の低廉な労働者に
ついて、事業若しくは職業の種類
又は地域に応じ、賃金の最低額を
保障することによつて、その労働
条件の改善を図り、また労働者の
生活の安定、労働力の質的向上、
事業の公正な競争の確保その他國
民経済の健全な発展に寄与するこ
とを目的とし、最低賃金及び最低

賃金の実施に関連する家内労働者
の最低工賃に関し、必要な事項を
定めるものである。
その要旨は次の通りである。
一 最低賃金の決定は、業種、職
種又は地域別にその実態に即し
て行なうこととし、全産業全国一
律方式を採用しないこと。

二 最低賃金は、労働者の生計
費、類似の労働者の賃金及び通
常の事業の賃金支払能力を考慮
して定めることとし、最低賃金
が決定された場合、使用者はそ
の最低賃金額以上の賃金を支払
わなければならないこと。

三 最低賃金の決定は、業者間協
定による最低賃金、業者間協定
による地域的最低賃金、労働協
約による地域的最低賃金及び
最低賃金審議会の調査審議に基
く最低賃金の四方式によるこ
と。

4 家内労働については、決定さ
れた最低賃金の有効な実施を確
保するために必要な限度において、
行政官庁が最低賃金審議会
の意見を聞いて、最低工賃を定
めること。

5 最低賃金審議会は、中央及び
地方に置き、委員は労、使、公
益各同数とし、ほかに特別委員
として関係行政機関の職員を加
えることができる。また、
最低賃金審議会には、必要に応
じて、議案の要旨及び目的

による報告書

昭和三十三年度一般会計予算に
一千十四万円を計上している。
右報告する。

昭和三十三年十一月一日
社会労働 委員長 園田 直
衆議院議長星島二郎殿

原子力の平和的利用における協
定のための日本国政府とグレー
ト・ブリテン及び北部アイルラ
ンド連合王国政府との間の協定
の締結について承認を求めるの
件に関する報告書

二 本件の議決理由
わが国は原子力の平和利用の研
究開発が、切実に要望されてお

り、ことに本協定を締結すること
により、動力用原子炉の開発利用
並びに医学、農業、工業等の各部
門における研究及び開発が著しく
促進されることは疑い無いところ
である。

よつて本協定の締結は妥当な措
置と認め、本件は承認すべきもの
と議決した次第である。

一 本件の要旨及び目的
政府は、昭和三十年十一月十四
日米国政府との間に署名された現
行の原子力研究協定に代る動力用
原子炉を含む原子力の非軍事的利
用に関する日米両国間の協定を締
結するため昨年九月以来両国間で
交渉を行つた結果、成案を得て本
年六月十六日ワシントンにおいて
両国代表との間にこの協定の署名
調印が行われたものである。

この協定は、「原子力の非軍事的
利用に関する協定」の日本

間の協定」いわゆる原子力研究協定を廢止し、原子力発電に必要な動力発生用原子炉及び研究用原子炉、研究用資材、施設及びそれらの燃料の貸貸又は売却、並びにこれらに關する情報交換、保障措置、特殊核物質の再処理及びその購入優先権、さらに研究のために必要量以上の資材の入手について特別取扱等の事項を規定している。

本協定の効力は、それぞれの政府が他方の政府から、効力発生のための法律上及び憲法上のすべての要件を満した文書の通告を受領した日に効力を生じ、十年間効力を有する。

この協定の締結によつてわが国は、原子力の平和的利用の研究開発、特に動力用原子炉の開発利用に長足の進歩が予想されるのである。

よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由
わが国は、さきに米国政府との間に研究用原子炉に関する協定を締結し、すでに研究用原子炉を導入しているが、更に今回原子動力炉による開発に努力することは、わが国の経済発展に貢献すること大なるものがある。

よつて本協定の締結は妥当なる措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十一月一日 外務委員長 櫻内 義雄 衆議院議長星島二郎殿

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」は去る六月十六日にワシントンにおいて署名されたが、その後さらに同協定の一部を改正することにつき交渉が行われ、十月九日ワシントンにおいて両国政府代表の間に三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由
わが国は、米国政府との間に原子力開発のための協力協定に署名したが、さらに、この協定の改正の事項について改正することになつていて、トニウムの移転量を十グラムか

(2) 同協定第七条Cの合衆国原子力委員会が提供する「含有U-235が六キログラム」「U-1」を「研究用及び材料試験用原子炉」に改め、「研究用及び材料試験用原子炉」に改める。

昭和三十三年十一月一日 外務委員長 櫻内 義雄 衆議院議長星島二郎殿

(3) 同協定第七条Fの米国政府がわが国から購入優先権のある特殊核物質については、アメリカ合衆国が時価で「購入する優先権」の上に「平和的目的にのみ使用するため」を加える。

なお、本議定書は、それぞれの政府が法律上及び憲法上のすべての要件を満した旨の文書を受領した日に効力を生じ、前記の協力協定の効力の存続期間中効力を有することになつてている。

よつて政府は、本議定書の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由
わが国は、憲法調査会の事務量の増加にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
議定書において、特殊核物質の売却に際しては平和的目的にのみ使用されることの条件を加え、また右報告する。

昭和三十三年十月三十一日 内閣委員長 内海 安吉 衆議院議長星島二郎殿

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的
1 本案は、専科大学制度を新設しようとするものである。専科大学は四年制大学とは別個の高等教育機関として、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを目的としており、その修業年限は二年又は三年とし、必修があるときは高等学校教育を通じて五年又は六年の一貫教育をも行うことができる。なお、従来の短期大学の設置認可は昭和三十四年三月三十日までに限定し、専科大学の設置は昭和三十五年四月一日以後と規定している。

2 高等学校の定時制又は通信教育の課程に在学する者が、文部大臣の指定する技能者教育施設で教育を受けている場合、学校長は文部大臣の定めるところによりその施設における学習を、当該高等学校の教科の一部とみなすことができる規定を設ける。

昭和三十三年度一般会計予算に約百四十一万七千円が計上されており、その施設における学習を、当該高等学校の教科の一部とみなすことができる規定を設ける。

官報(号外)

23

3 特殊教育関係の規定を整備する。

4 国立学校における授業料の减免について法定する。

以上をおもな内容とするものである。

二 議案の可決理由

従来の暫定的な短期大学制度を改善して、恒久的制度としての専科大学を新設し、その目的性格を明確にするとともに、卒業生の職業能力、生活能力を充実して科学技術教育振興の社会的要請にも応えようとしていることはまことに時宜に適したものと認める。次に高等学校の定時制及び通信教育課程と技能者教育施設との連携を図ることは勤労青少年の身心の負担を軽減し、かつ教育的效果をあげること上有意義であり、特殊教育の拡充とともにこれ又時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十月三十一日

文教委員長 坂田 道太

衆議院議長星島二郎殿

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、「学校教育法等の一部改正」による専科大学制度の新設等に伴い、関係法律の規定を整理しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、「学校教育法等の一部改正」に伴う妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十月三十一日

文教委員長 坂田 道太

衆議院議長星島二郎殿

昭和三十三年十二月七日

衆議院会議録追録(その二)

一一一

明治二十五年第三種郵便物認可

定価一部十五円
 (但し良質紙は二十円
 共用料)
 発行所
 東京都新宿区市谷本村町一五
 大蔵省印刷局
 電話九段三三一五
 白報課